

# 付5 調査票の記入のしかた

平成30年4月改訂

## 労働力調査 基礎調査票の記入のしかた

(2か月目の調査では、調査員が「氏名」を記入してお配りします。)



労働力調査は、「統計法」という法律に基づいて行われています。「統計法」では、正確な統計を作成するために、報告の義務、調査に携わる者の守秘義務などが定められています。秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。

あなたの世帯にふだん住んでいる人について、**月末現在**（ただし、12月は26日現在）で記入してください。

**調査の対象**

**ふだん住んでいる人とは、月末現在**（ただし、12月は26日現在）あなたの世帯に**すでに3か月以上住んでいる人**、又は**3か月以上にわたって住むことになっている人**をいいます。

記入しなければならない人

- ・ 家族
- ・ 住み込みの雇い人
- ・ 間借り人又は同居人

(注) 旅行や出稼ぎ、単身赴任などで一時不在の人は、不在期間が3か月以上にならない時はあなたの世帯で記入しますが、3か月以上になる時は旅行先や出稼ぎ先などで調査されます。

・ 病院・診療所などの入院患者のうち、入院してから3か月にならない人は、あなたの世帯で記入しますが、すでに3か月以上入院している人は入院先で調査されます。

(注) 次のような場合は、それぞれ別の基礎調査票に記入してください。

**間借り又は同居している人**

- ・ 単身で間借りしている人や、単身で部屋代・食費などを支払って同居している人は、一人一人を別の基礎調査票に記入します。
- ・ 家族と一緒に間借りしている場合、その家族ごとに別の基礎調査票に記入します。

**寄宿者・独身寮などに住んでいる人**

- ・ 会社・学校などの寄宿舍・独身寮に住んでいる寄宿人・寮生は、一人一人を別の基礎調査票に記入します。

**調査の期日および期間**

**調査月の末日**（ただし、12月は26日）**現在で15歳以上の人については、月末1週間**（ただし、12月は20～26日）に**少しでも仕事をしたかどうか、何日及び何時間仕事をしたか、どのような仕事をしたか、また、1か月間に何日仕事をしたかなど、ありのままの状態を記入してください。**

- この1週間に、ふだんしている仕事をした人は、その仕事について記入してください。
- ふだん仕事をしていない人が、この1週間にたまたま臨時の仕事をした場合、その仕事について記入してください。
- ふだんは会社に勤めている人が、この1週間は勤め先を休んで、自家の農仕事を手伝った場合、その仕事について記入してください。

### おぼえ書き欄

[この欄は、基礎調査票の第1面⑥欄に**月末1週間**（ただし、12月は20～26日）に**仕事をした時間**を記入する時のおぼえ書き欄として適宜利用してください。]

		氏名						記入例						
		時間	分	時間	分	時間	分	時間	分					
毎日の仕事をした時間	1日目	月	日	( )	時間	分	時間	分	時間	分	毎日の仕事をした時間	1日目	時間	0分
	2日目	月	日	( )	:	:	:	:	:	:		2日目	7:00	
	3日目	月	日	( )	:	:	:	:	:	:		3日目	:15	
	4日目	月	日	( )	:	:	:	:	:	:		4日目	6:00	
	5日目	月	日	( )	:	:	:	:	:	:		5日目	:0	
	6日目	月	日	( )	:	:	:	:	:	:		6日目	7:00	
	7日目	月	日	( )	:	:	:	:	:	:		7日目	7:00	
	1週間の合計				:	:	:	:	:	:		合計	27:15	

2ページ～7ページを参考にして 調査票に記入してください

## 調査票へのご記入ありがとうございます

調査票を提出する前に、記入もれや記入誤りがないか、もう一度、ご確認ください。

なお、調査票に記入もれなどがあった場合、都道府県からおたずねすることがあります。

### 労働力調査をよそおった「かたり調査」にご注意ください

- 労働力調査では、金銭を要求することはありません。また、銀行口座の暗証番号やクレジットカード番号などをお聞きすることはありません。
- 労働力調査をよそおった不審な訪問者や、不審な電話・電子メールなどにご注意ください。不審に思った際には、回答しないで、速やかにお住まいの都道府県にお知らせください。
- 労働力調査の調査員は、都道府県知事が発行する「調査員証」を携帯しています。

調査員証

